

地域経済発展と EU 構造基金

諸 富 徹

I はじめに

経済のグローバル化が進行すると、世界規模で最適な資源配分が行われることによって世界的な厚生水準が上昇する可能性がある反面、いくつかの負の作用が生じる可能性もある。その一つが、「地域間不均等発展」の激化である。企業は、グローバル化という新しい環境に対応して、もはや一国単位ではなく、グローバルな視点から立地決定を行おうとする。このことは、資本と労働の空間的再配置をもたらし、一国経済の場合とは異なる地理的・空間的構造の形成を促す。

欧州では、この問題は、欧州経済統合の推進とそれに伴って一層深刻化する可能性のある地域間所得格差の拡大にどう対処すべきか、という問題として捉えられている。経済統合に伴って国境を越える資本、労働、財・サービスの移動が自由化されたが、そのことが欧州における地域間不均等発展を一層促進することにならないか懸念されている。したがって EU は、経済統合を進めると同時に地域間不均等発展を縮小するための政策を行っている。それが「EU 地域政策」、「EU 構造政策」、そして「EU 結束政策」と呼ばれる一連の政策であり、それらを財政的に支えているのが「構造基金」である。これらの政策は、EU 経済統合と表裏一体の関係を持ちつつ拡大・発展を遂げてきた。それに伴って構造基金の EU 財政に占める比率は近年まで急速な拡大の一途をたどり、現在では、共通農業政策関連予算（2000年度総予算の45%）に次いで、第2位（同35%）を占めている。

近年急速に重要性を増しつつある構造基金は、

EU 加盟国内で所得水準の低い地域に限定して投下される地域開発資金である。我々にとって構造基金が極めて興味深いのは、主として以下の三点からである。第一に、構造基金が持つ EU 財政システムの中における位置づけである。EU という財政主体は、その財政規模では加盟各国と比較して大きく見劣りするにもかかわらず、その影響力を一貫して増大させてきた。その結果として、EU、加盟国政府、州政府、市町村政府という4層の政府構造が形成され、緊張感をはらみながらも「多層的ガバナンス」と呼ばれる統治システムを作り上げてきた。この4層の政府間財政関係を分析するのに、構造基金ほど適した素材はないであろう。第二に、構造基金の大部分が道路、港湾、空港等の社会資本整備に投下されてきたことから、それは日本の公共事業に極めて似た機能を果たしてきた。したがって、それが地域のインフラ整備を通じて地域間所得格差の縮小にどの程度貢献したのかが、構造基金の経済的評価の焦点となる。第三は、「知識経済」への移行と地域経済発展の関係である。日本で公共事業をいくら行っても地域経済の発展に寄与しないということが、いまや多くの人々によって痛感されるようになってきている。このような変化の背景にある重要な一要因として、経済発展における「知識」の重要性の増大を挙げることができる。かつて重化学工業が経済発展の原動力であった時代は、社会資本整備がそのまま地域経済の発展につながったが、知識がその原動力となる時代には、社会資本整備をいくらやっても「砂に水を撒く」状態となる。少量多品種生産や高付加価値製品の生産が重要となる時代には、これらの製品に体化される知識がどのようにして創造され、

伝達されるかが発展の正否を左右する。そうだとすれば、政府の役割はもはやハードな社会資本整備ではなく、知識を創造し、それを技術革新に結びつけることができる環境整備に移る。EUはそのために、「学習」や「社会関係資本」に着目した新しい地域政策の実験を開始し、発展を促す非物質的要素を重視し始めている。

本稿は、構造基金がEU財政システムの中で占める位置づけを明らかにし、その経済的効果を検証した上で、「知識経済」段階における新しい地域政策のあり方を探ることにしたい。そしてそこから得られる教訓は、日本の公共事業改革の方向性を考える上でも、大きな示唆を与えてくれるであろう。

II EU 経済統合と地域間不均等発展

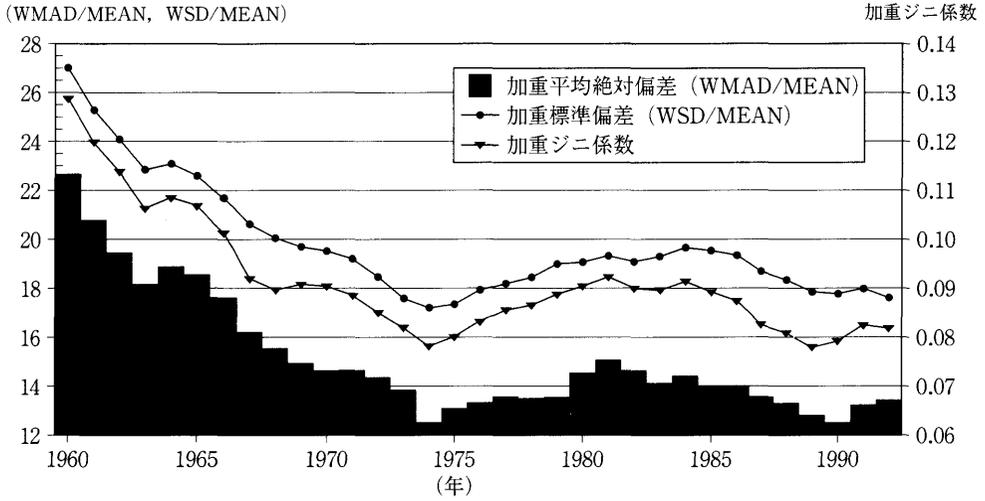
前節では経済のグローバル化が地域間不均等発展を促進するとの前提で議論を進めたが、実はこの点をめぐって二つの異なる理論的見解が存在する。経済が成長する過程で地域間不均等発展は解消されていくという立場と、それを否定する立場である。新古典派成長理論モデルは前者の立場に立つ。つまり、成長過程で貧困地域が豊かな地域に追いつき、1人当たり所得の地域間格差は解消するというわけである(Barro and Sala-i-Martin [1992])。このようなメカニズムが働くのは第1に、先進地域では資本と労働の投下に対する収穫逓減によって徐々に成長率が落ちるのに対し、後進地域は逆に収穫逓増によって急速な成長過程に入るからである。収斂を引き起こす第2の要因は、生産要素の地域間移動である。つまり資本は、収穫逓減の状態に入った先進地域から、収穫逓増状態にある後進地域へ移動していく。他方で、労働は後進地域から1人あたり所得水準の高い先進地域へと移動する。そして第3の要因は、先進地域の知識と技術が普及し、後進地域にも移転されることである。以上の要因が合成されて、一人当たり所得の平準化がもたらされる。

このモデルは、これまで現実に多くみられた収斂過程をうまく説明しているようにみえる。

バローとサラ-イ-マーティンによれば、アメリカでは1880年代以来、継続的に地域間経済格差が縮小したことが観察されているし、また同様の傾向は、欧州や日本においても観察されるという(Barro and Sala-i-Martin [1995] 邦訳, 第11章)。しかし、このような傾向が存在しているからといって、経済成長過程で必ず収斂への自律的なメカニズムが働くと結論づけることはできない。欧州や日本においては、かなり政策的要因が効いている可能性も大きい。しかも、アメリカでも欧州でも、1970年代半ば以降、収斂の傾向は急速に緩慢なものになり、やがてほとんど停止するに至った。したがって、これまで継続してきた収斂過程は、高度経済成長の副産物であった可能性も高い。

他方、ペルー(Perroux [1970])、ミュルダール(Myrdal [1957])、ハーシュマン(Hirshman [1958])といった論者たちのように、成長過程での収斂傾向を否定する成長理論も存在する。彼らによれば、発展の当初から有利な条件を備えて成長を開始した地域は、後進地域を突き放して累積的な成長過程に入り、格差もまた累積的に拡大していく傾向があるという。興味深いことに、最近では新古典派的伝統に立つ「新しい成長論」の中からも、同様の帰結が導き出されるようになってきている(Romer [1986])。この新しい成長理論は、「収穫一定」や「外生的な技術進歩」といった新古典派成長論の諸前提を取り除き、人的資本、研究開発、そして物的資本への投資増大がもたらす外部性に焦点を当てる。具体的には、成長を促す要因として、その地域が持つ技術的知識や人的資本を獲得する能力に重要な役割が与えられ、それらに対する投資が収穫逓増をもたらすと想定されているのである(Mankiw [1995])。この理論は現代経済において、資本、土地、労働といった伝統的な生産要素だけでなく、人的資本や研究開発、知識といった新しい要素が成長に大きく貢献することを明らかにした点で、大きな理論的貢献を行ったと言える。しかし、これらの要素はどの地域でも均一に存在しているわけではない。

第1図 欧州における一人当たり GDP の加盟国間格差

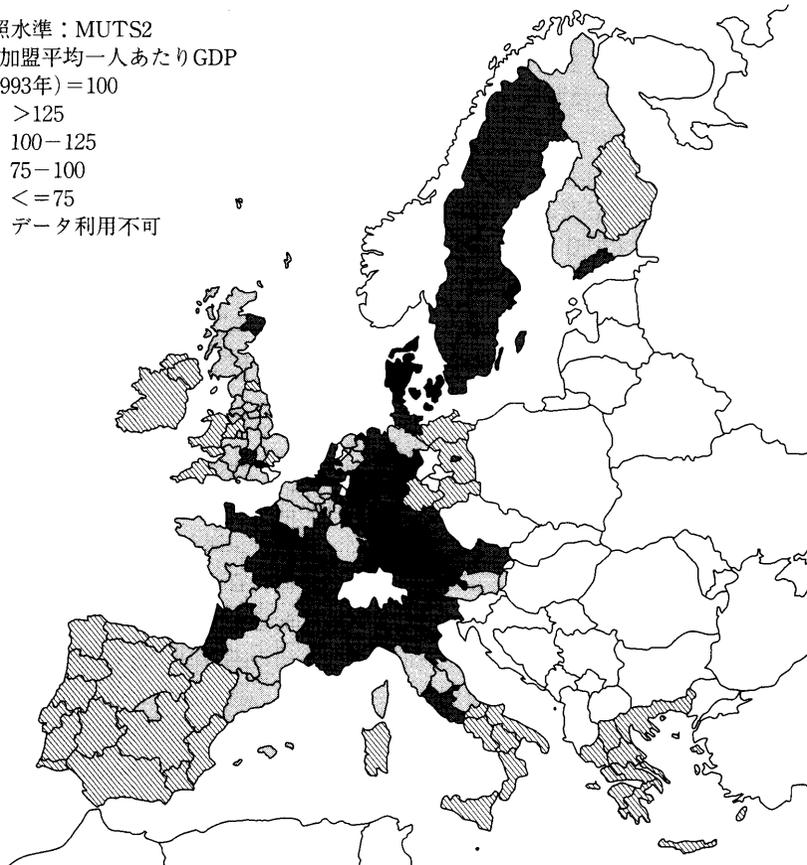


出所：Dunford [1994] p. 100, Figure 2.

第2図 一人当たり GDP の地域間格差 (1993年 EU 15カ国平均=100)

参照水準：MUTS2
 EU加盟平均一人あたりGDP
 (1993年)=100

- >125
- 100-125
- 75-100
- ≤75
- データ利用不可



出所：Bachtler and Turok (eds.) [1997] p. 30, Figure 3.1.

それらが豊かに賦存している地域は、それがもたらす収穫逓増を最大限に享受して後進地域を一層突き放す結果、地域間格差は拡大の一途をたどることになる。

このように、理論は経済成長とともに地域間格差は収斂に向かうのかますます拡大するのかを一概には決定できないため、実証研究によって地域間所得格差の動向を確かめる必要がある。欧州における一人当たり GDP の地域間格差の推移を検証した、ダンフォードの研究結果を示したのが第1図である。この図から、少なくとも次の3点が確かめられるという (Dunford [1993], [1994])。第一点目は、1960年から1975年までは、地域間所得格差の収斂傾向が顕著に観察されること、第二点目は、1975年ごろを境にこの収斂傾向は終焉を迎え、それ以降は、多少の上下を繰り返しながら格差は横ばいの状況にあること、そして第三点目は、格差の変動には景気変動が影響を与えていること (好況期には格差は縮小し、不況期には拡大する) である。

欧州における地域間格差を地理的に示したのが第2図である。この図は若干古いが、経済格差の地理的分布における基本的特徴は、現在に至るまでそれほど大きく変わっていないこと、そして、経済力の「中心-周縁」構造がこの図において分かりやすく提示されていることから、あえて本図を掲げることにした。この図から読み取れるのは、ドイツ中部および南部、デンマーク、そして英仏の首都周辺が最も所得水準が高く、それに次いでイギリス南部、オランダ、ベルギー、フランス東部、イタリア北部、スウェーデン、オーストリアの所得水準が高いことを示している。ところが、スペイン、イタリア南部、ギリシャ、旧東ドイツ、アイルランドといった欧州の周縁地域の所得水準は、欧州平均を下回っている。このような格差は、中・東欧にまで EU が拡大したことによって、一層大きくなっている。将来的には、経済統合のさらなる進展にともなって、中心地域の成長がいつそう促される一方、周縁地域との地域間格

差がさらに拡大するのではないかと懸念されている。

III 構造基金と EU 財政

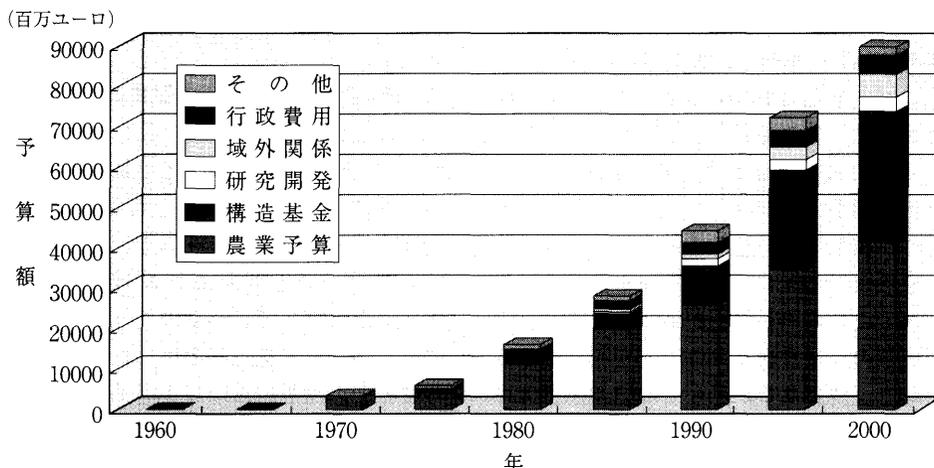
もし、EU 経済統合の進展が地域間不均等を拡大させるとすれば、統合の便益を享受できない国の不満を強め、EU のさらなる政治的・経済的統合を進めていく上での政治的障害になる可能性がある。このことを察知した欧州委員会は、1980年代半ば以降、「結束」と「連帯」を強調するようになった。これらが欧州共同体 (EC) の将来にとって決定的に重要だということ強調したのが、フランス社会党出身で1985年に欧州委員会委員長に就任したドロールであった。彼は任期中に、約300本の立法によって域内の物理的・技術的・財政的障壁を除去し、1992年に単一欧州市場を実現させた。ところが他方で彼は、EC における社会政策の位置づけを飛躍的に高めた。実際、第3図に示すように、EU 財政に占める構造基金支出の比率は、1970年の2.7%から、1975年の6.2%へ、さらには11.0% (1980年)、21.0% (1990年)、35% (2000年度予算) へと急速に高まったのである。

ドロールは、EU 財政の改革を行い、それまでに存在していた EC 地域政策のための様々な財源を「構造基金」として整理統合し、いわゆる「ドロール・パッケージ」の下で、構造基金に対する予算配分額を一挙に高めた。1988年に行われた構造基金改革では、その有効性と効率性を高めるために優先目標を定め、各国政府による地域開発計画の提出を受けた上で、その優先目標に合致するプログラムに対し、積極的に資金配分していくことになった。第1表は、優先目標の内容をまとめたものである。

これらの諸目標をより効果的かつ効率的に実現するために、欧州委員会は、構造基金の運用原則として、以下のような諸原則を設けた。これらは現在なお維持されている原則である。

a) 集中性…基金を、最も必要としている地

第3図 EU 予算の推移



出所：European Commission [1999] pp. 28-31, Table 1 より作成。

第1表 構造基金の優先目標
(1994-1999年のプログラム期間)

目標1	低発展地域の発展促進
目標2	産業衰退によって深刻に影響を受ける地域の構造転換
目標3	長期失業に対する対処および労働市場への参入の促進
目標4	産業構造の変化に対する労働者の適応促進
目標5	(a) 農業および漁業における構造調整の促進 (b) 地方発展の促進, および構造調整
目標6	(ノルディック諸国における) 人口散在地域の発展

域に集中的に配分すること。

- b) プログラム性…多年度間にわたるプログラムを作成し、それに対して予算配分を行うことで、首尾一貫した政策を実施すること。
- c) パートナーシップ…欧州委員会、各国中央政府、地方政府という各層政府間のパートナーシップとともに、公共部門と民間部門のパートナーシップを含む。
- d) 追加性…EU 資金はあくまでも各国政府資金に対する追加部分をなすのであって、その代替財源ではない。

1993-1999年のプログラム期間が終了し、次の2000-2006年のプログラム期間へ移行するにあたって、それまでの構造基金にいくつかの変更が加えられた。その変更は、1997年に発表された欧州委員会による戦略的文書『アジェンダ2000』で提示された方針に沿ったものであった (European Commission [1997])。この文書では、社会的・経済的結束は21世紀のEUにとって高度に重要な優先事項であるとされ、予算のさらなる増額を根拠づけた。欧州委員会は、これにしたがって構造基金予算を、1993-1999年の2000億 ECU から2000-2006年プログラム期間の2750億 ECU へと増額させる予算を提示した。ただし、このうち450億 ECU は、東方拡大に伴う新しい加盟国のために用途特定化された財源である。

第2表 構造基金の優先目標
(2000-2006年のプログラム期間)

目標1	後進地域の発展と構造調整の促進
目標2	構造的困難に直面している地域の経済的・社会的収斂の支援
目標3	教育、職業訓練、雇用に関する政策とシステムの調整と近代化に対する支援

構造基金が欧州連合財政の中で本格的に重要な位置を占めるようになったのは1988年のド

ロール改革以降だが、そもそも構造基金の予算規模は創設以来継続的に拡大し、予算配分に關する欧州委員会の権限も一貫して強化されてきた。しかし、直近の1999年改革では、「構造基金の再国家化」との評価もなされるほど、構造基金に対する加盟各国からの批判的圧力は強まった。欧州委員会は資金を、それを必要とする地域に一層集中的に投下することを求められ、さらにその政策効果の事後的評価を要求されるようになった。欧州委員会が各国政府に対して、自らの政策の説明責任を果たすよう迫られているのである。構造基金に対して加盟各国が急速に非寛容な態度を示すようになった原因の一つは、国内における財政制約である。とりわけ、欧州通貨統合に伴って財政赤字をGDPの3%未満に抑えるという条件を課された各国政府は、EUに対する資金拠出を渋るようになった。もう一つの原因は、EUの予算過程に対して納税者が抱く不信感である。つまり、自らの納めた拠出金がEUを通じて遠い他国の低所得地域に配分されていく過程は、納税者にとって自らコントロールできない、しかも不透明な分配過程として映る。なぜなら、国内予算と違って、EU予算が誰にどれだけ配分されるのか、納税者が詳しく知ることはほとんどないからである。結果としてドイツなど、EUに対する財政上の「純貢献国」の市民は、自らの納めた税金が必ずしも効率的かつ効果的な形で用いられていないのではないかと疑念を抱くようになる。各国政府は、このような市民の抱く疑念を背景に、EUに財政上の権限を譲渡することを一層嫌がるようになり、できる限り手元で資金配分をコントロールしたいと考えてようになっていく。このように、EUと各国政府の關係は決して単線的に進むものではなく、緊張關係を孕みながら両者がせめぎ合う中で決定されていくものである。次節では、EUと加盟国だけでなく、州政府、市町村政府レベルまで含めた4層構造の政府間關係を、構造基金を通じて検証することにしたい。

IV 構造基金と政府間財政關係

——「多層的ガバナンス論」の観点から——

1 構造基金にみられる政府間關係の変容

欧州委員会の影響力の一貫した増大にもかかわらず、構造基金予算の絶対額は依然として小さく、おそらく単独でそれが大きな政策効果を發揮するのは難しいであろう。それは、EU財政の規模がそもそもEU地域におけるGDPのわずか1.27%でしかないことをみても分かる。にもかかわらず構造基金は、その發展を觀察することで、欧州における4層構造の政府間關係がどのように変動してきたかを理解する上で、極めて興味深い素材を提供してくれる。変化の第1点目は、既に述べたように、構造基金で欧州委員会が果たす役割が一貫して増大してきたことである。構造基金の配分のやり方は、かつては各国別に割当量が固定されていたために、そこに欧州委員会が独自に主導権を發揮して資金配分を行っていく余地がまったくなかった。しかし、それがその後の改革によって上限値と下限値を設けた柔軟な配分枠へと変更された。さらに1988年改革では、「共同体イニシアティブ」が創設され、その下で構造基金予算の約1割が欧州委員会独自の判断によって、純粋に欧州の見地からみて優先度が高いと思われるプログラムに予算を配分していく仕組みができた。これによって欧州委員会は、国境を超える地域連携に予算を配分することも可能となったし、また、革新的な政策実験を支援することも可能になった。依然として各国政府はEU財政に対して厳しい制約をかけているが、この30年を大局的にみると、徐々に欧州委員会が各国政府のコントロールを離れ、独自性を發揮する余地が増大しつつあることが分かる。

構造基金が、政府間關係に与える変容で興味深い第2点目は、欧州委員会が構造基金の運営において、地方政府レベルとの直接的な連携をより重視するようになったということである。原則的には、欧州委員会との直接的な結びつきを持つのは各国政府であり、地方政府の利害は、

各国政府を通じて代表されることになっている。しかし、EU 地域政策を実施していく上で、地域政策の主体となる地方政府、あるいは当該地域の様々な利害関係者の意思を無視して開発を進めれば、そのプログラムの有効性や効率性は低下してしまう。したがって、欧州委員会は地域政策を進める場合に、できる限り当該地方政府とその地域の利害関係者を意思決定過程に巻き込もうとしている。

このような中から、地方自治体の中には、自治体連合を形成して積極的に EU の政策形成過程に働きかけるところも出てきている。例えば、オランダのロッテルダム市は、構造基金の重要性の高まりに対応して、ブリュッセルに専門職員を配置する事務所を開設しただけでなく、そこでの政策決定過程に影響を与える目的をもった Eurocities をはじめとする欧州都市のネットワーク創設に参加した。このような、構造基金をめぐる政策主体の新たな形成は、EU の様々な政策文書でも言及されている「補完性原理」をまさに具現化するものとみることができる。このことを次節では、オランダの事例に依拠しつつ、より詳しく検討することにしたい (Boeckhout, Hulsker and Molle [1996])。

2 地方政府ネットワークの形成

単一欧州議定書やマーストリヒト条約において、補完性原理やパートナーシップが明確に規定されたことで、構造基金の実施は新しい段階に入ることになった。つまり、欧州委員会は、欧州レベルにおける地域政策の決定・実施過程で、地方政府の参加をより増大させるため、欧州各地域との直接的な結びつきを強化する方針を取った。それまでは、欧州委員会と各加盟国政府の関係が、欧州連合における唯一の公式な政府間関係であった。しかし、欧州委員会の側からすれば、この関係を通じて十分満足のいく地域政策の実施やそのフィードバックが行えたわけではなかった。

欧州委員会が、各加盟国政府だけでなく地方政府と直接的な接触を求めようとする背景には、

それが市民に近いということ、欧州連合の政策の可視化につながることで、そして何よりも、欧州連合の政策をより有効に実施し、そこから直接的なフィードバックを得ることができるという動機づけが働いている。ただし、このように欧州委員会が地域政策の立案や実施過程に地域を直接巻き込むこと自体は望ましいとしても、それにはいくつかの障害も存在する。まず第 1 に、公式的には加盟国政府のみが依然として、欧州連合条約の唯一にして正式な署名者だという点である。したがって、欧州連合の政策に関わる正式な意思決定参加者は、あくまでも各加盟国政府でなければならない。また第 2 に、各国政府は、欧州委員会が各加盟国内の地方政府に直接的に接触を試みることを好まず、できればそれを制限しようとする傾向がある。このことを、欧州委員会に対して各国政府が「番番 (Gatekeeper) の役割を果たしている」という。

にもかかわらず、近年の欧州委員会、加盟国政府、そして地方政府間の変化してきたのは明らかである。それは、それまでの垂直的な政府間関係が、より水平的な協議関係に移行しつつある過程だと解釈できるかもしれない。さて、欧州レベルでの政策形成過程に地方政府が参加する方法は、少なくとも以下の 2 通りが考えられる。

- (a)公式には、マーストリヒト条約によって設立された「地域委員会」に参加すること。
- (b)非公式に構造基金や共同体イニシアティブに関する意思決定過程で、ロビー活動や非公式な接触を試みること。

まず、地方政府が欧州レベルの政策形成過程に参加するための公式のルートである「地域委員会」であるが、これはマーストリヒト条約を議論する首脳会合の際にその設立合意がなされたものである。地域委員会を構成する委員は、民主的な方法によって選出され、地域政策について、閣僚理事会、欧州委員会、そして欧州議会から諮問を受ける。委員会の主たる役割は、閣僚理事会と欧州理事会に助言を行うことにある。しかし「助言」という言葉が示すように、

地域委員会に与えられた権限はきわめて弱く、なんら決定権限を持たない。したがって、その役割はこれまでのところ極めて限定されている。

興味深いのは、(b)のルートである。すでに自治体は、構造基金および共同体イニシアティブの実施過程を通じて、国と欧州の両レベルの担当官らと広範な接触を持つようになってきている。もちろん中央政府との関係は、地方政府にとって依然として最重要の関係である。なぜなら、すべての地域開発プログラムは、各国政府を通じて欧州委員会に提出されるからである。欧州委員会に対して、地域開発プログラムが要求条件を満たし、当該地域が発展戦略に関する明快な展望を持っていることを説明するのは、中央政府の責任である。したがって地方政府は、第一義的には、中央政府を通じて自らの地域開発プログラムの実現を図っていかなければならない。

他方で、構造基金の規模そのものが顕著に増大したことや、欧州委員会が地方政府に対して直接的な接触を求めようになったこともあって、地方政府は、欧州委員会の代表とより頻繁な接触をもつことができるようになってきている。現に、オランダの大きな県や大都市自治体は、欧州委員会からの資金の獲得に責任を持つ行政官ポストを設置している。また、いくつかの地域では、地域間パートナーシップを組んで欧州資金の獲得を図っている。例えば、ロッテルダム市では、市長が1983年に外部資金獲得に関するワーキング・グループを立ち上げた。このグループの仕事は、中央政府、あるいは県政府の資金で利用可能なものを見出し、積極的に獲得してくることであった。その後これらの資金源は減少していき、代わって欧州資金が増大したため、このグループの活動は国内から欧州レベルへと重心を移した。ロッテルダムは現在、いくつかの地域間プロジェクトや都市間ネットワークに参加している。その1つが Eurocities であるが、ロッテルダム市はその創設メンバーである。これは、ブリュッセルでの政策形成過程に影響を与える目的を持った、欧州の都

市間ネットワークである。具体的には、都市政策に関する議論に参加し、都市開発のための共同プロジェクトを実施する。欧州レベルにおけるロビー活動は、直ちに配分予算額の増加をもたらすわけではないが、こうして形成されたネットワークは、長期的な観点でロッテルダムにとって有利な政策形成や予算獲得、政策の実施に貢献すると考えられている。

これに対し、既に予算獲得に成功した有名な地方政府ネットワークの事例としては、「炭鉱地域共同キャンペーン」がある。これは欧州委員会を説得して、鉱山閉鎖によるマイナスの効果を相殺するため、地域産業の構造転換を支援する補償プログラムを創設することに成功した。炭鉱の衰退によって産業構造の転換に見舞われたオランダのリンブルク県は、他の欧州地域とともに EU の実験プロジェクトに参加することを通じて欧州資金の導入に成功したのである。これはリンブルク県にとって大きな資金投下をもたらし、それがその後における地域発展につながった。

以上の事例にみられる新しい政策形成過程の動向は、地方政府が国際的なネットワークを形成しながら EU 予算の策定過程に参加する、新しい活動主体として台頭しつつあることを示しており、大変興味深い。かつては、欧州委員会と各加盟国政府以外の公式のルートは存在せず、地方政府は欧州レベルの政策を地域レベルで忠実に実施していくことのみが、その役割だとされていた。しかし現在では、各国政府のみが欧州レベルの政策形成過程を独占していた時代は終わりつつある。一方で、欧州委員会が各国政府のコントロールから自立性を強めていき、他方で、地方政府が中央政府を経由せずに直接欧州レベルの政策形成過程に参加するルートを開拓しつつある。しかも、地方政府は国境を越えて横断的に水平的なネットワークを構築し、それを通じて欧州委員会に対する交渉力を高めようとしている。このような動向は、欧州レベルの意思決定過程における、欧州委員会と地方政府の重要性の相対的上昇を反映しているとい

えよう。構造基金の政策形成過程に現れる政府間関係の変容は、日本にとっても、グローバル化が進行していく新しい環境下での中央政府と地方政府の関係や、各層の政府が果たすべき新たな役割を考えるにあたって、きわめて示唆的である。

3 「多層的ガバナンス」論の展開

構造基金をめぐって EU、国家、地域（州、市町村）の各層政府が取り結ぶ様々な関係は、EU における（垂直的）政府間関係を考える上で、極めて興味深い素材を我々に提供してくれる。現在、経済のグローバル化がもたらす政府間関係の再構築に関心が集まっているが、その主要命題は、グローバル化に伴って国民国家の重要性が相対的に低下する反面、「グローバルな政治的枠組み」と「地方政府」双方の相対的重要性が高まるというものである（神野 [1998]）。このことが真実なら、結果としてグローバル経済に対応した新しい政府間関係論の構築が促されることになるだろう。この点で EU の事例が興味深いのは、他のどの地域よりも明瞭に国民国家の相対的地位の変化を、具体的素材を通じて検証できる点にある。

実際、EU はそれ自体が意思決定の内実を伴った超国家組織であり、そこで行われた決定は加盟国政府に対して拘束力を持つ（例えば、EU 指令は、各国政府によって国内法化されなければならない）。また、EU 加盟国は、主権を徐々に EU に移譲し、国家機能を縮小する形で「EU-国家」という政府間関係を再構築することで、グローバル経済に対応できる一層強力な政治主体としての超国家組織を建設する戦略を採用しているように見える。将来的には、EU が国民国家を代替する存在になるのか、それとも逆に、国民国家がグローバル化に対応するための政治的手段として EU を有効に使いながら、依然として強力な政治主体として存続するのかは、見解の分かれる点であろう。

いずれにせよ、EU における超国家組織と国民国家の関係は、経済統合が進む東アジアや北

米地域にとっても他人事ではない。というのは、それぞれの地域で、国境を越える経済活動に対応した政治的共同体を何らかの形で構築する必要性が今後ますます増大すると考えられるからである。したがって、EU における政府間関係の再構築は、グローバル経済に対応した国境を越えるガバナンスのあり方を模索する上で、我々に大きな示唆を与えてくれるであろう。

他方で欧州の地方政府は、前節のオランダの事例のように、国境を超える政治主体として活発にネットワークを形成しながら、ますます存在感を示すようになってきている。構造基金を観察していると、いまや地方政府の意向を無視した決定は、少なくとも地域政策の領域では想定できなくなってきた。この結果として、これまで欧州レベル、国家レベル、地域レベルの各層において国家が独占的に占有してきた意思決定上の地位は相対的に低下し、いまや欧州の政策決定は、EU や加盟国政府だけでなく、新たに地方政府が加わって、多層的な政府間関係の相互作用の中で行われるようになってきていると言てよい。近年、これを「多層的ガバナンス」と呼んで、欧州における新しい統治様式として注目する議論が有力になりつつある（Hooghe and Marks [2001]）。したがって、構造基金に即して欧州における EU、加盟国政府、地方政府という 3 層政府間関係の変容を分析するために、「多層的ガバナンス論」の主張内容を以下で詳細に検討することにしたい。

「多層的ガバナンス論」は、19世紀以来国家が独占してきた政治的権威が1950年代以降低下し始め、少なくとも欧州ではその時期から「多層的ガバナンス」の形成が開始されたとみる。第3表は、各政策がどの政府レベルで決定されているのかを示している。これは一定の評価を伴うので細部においては論争の余地があるが、長期的な傾向ははっきりしている。つまり、かつては多くの領域で国家が独占的に政策決定権を握っていたが、時間とともにそれは欧州レベルに移行していき、いまや多くの政策決定権が EU と加盟国政府の両方に跨っていることが分

第3表 国家および超国家的ガバナンス, 1950-2000年

問題領域	1950年代	1957	1968	1992	2000
経済政策					
財・サービス移動の管理	1	2	4*3	4	4
農業政策	1	1	4	4	4
資本移動の管理	1	1	1	4	4
人・労働者移動の管理	1	1	2	3	4
交通政策	1	2	2	2	3*2
エネルギー政策	1	2	1	2	2
通信政策	1	1	1	2	3*2
環境政策	1	2	2	3	3
地域開発	1	1	1	3	3
競争政策	1	2	3*2	3	3
産業政策	1	2	2	2	3*2
金融政策	1	1	2	2	4*5
貿易・対外援助政策	1	1	3*2	2	4
収入・租税	1	1	3*2	2	3*2
マクロ経済政策	1	1	2	2	4*3
社会・産業政策					
労働環境	1	1	2	2	3
保健	1	1	1	2	2
社会福祉	1	2	2	2	2
教育研究	1	1	3*2	2	3*2
労使関係	1	1	1	1	3*2
法的・立憲的政策					
正義および所有権	1	1	1	3	4*3
市民権	1	1	1	2	3
政治参加	1	1	2*1	2	2
警察および公共秩序	1	1	2*1	1	2
国際関係・安全保障					
通商上の交渉	1	1	3	5	5
経済的・軍事的援助	1	1	1	2	4*2
外交および国際機関への参加資格	1	1	2*1	2	4*3
防衛および戦争	1	1	1	2	3*2

出所: Hooghe and Marks [2001] pp. 187-188, Table A1.1.

注: *1 あらゆる政策が国家レベルで決定, *2 いくつかの政策のみ EU レベルで決定, *3 政策は国家と EU の両レベルで決定, *4 ほとんどの政策は EU レベルで決定, *5 全ての政策は EU レベルで決定。

かる。

他方で、同時期に欧州の多くの国々で分権化が進行した。第4表は、1950年から2000年までのルクセンブルクを除く14加盟国において地方分権化の程度を数値によって分かりやすく示したものである。一番右の列の合計点数が高いほど、分権化の程度が高いことを示し、それを各

国別に縦に読むことで、この50年間に分権化がどの程度進行したのかを読み取ることができる。ここから、ドイツとオーストリアでは第二次世界大戦後から現在に至るまで一貫して連邦制が採用され、その下で強力な地方政府が存在してきたことが分かる。それに対してフィンランド、アイルランド、オランダ、スウェーデン、デン

第4表 EUにおける地域ガバナンス, 1950-2000年

国名	年	立憲的連邦主義 (0-4)	特定地域の自律性への配慮 (0-2)	中央政府に占める地域の役割 (0-4)	地域レベルでの選挙 (0-2)	合計点数 (0-12)
オーストリア	1950	4	0	2	2	8
	1970	4	0	2	2	8
	1990	4	0	2	2	8
	2000	4	0	2	2	8
ベルギー	1950	1	0	0	2	3
	1970	1	0	0	2	3
	1990	3	1	2	1	7
	2000	4	1	2	2	9
デンマーク	1950	0	1	0	0	1
	1970	0	1	0	0	1
	1990	0	1	0	0	1
	2000	0	1	0	0	1
フィンランド	1950	0	1	0	0	1
	1970	0	1	0	0	1
	1990	0	1	0	0	1
	2000	0	1	0	0	1
フランス	1950	0	0	0	0	0
	1970	1	0	0	0	1
	1990	2	0.5	0	2	4.5
	2000	2	0.5	0	2	4.5
ドイツ	1950	4	0	4	2	10
	1970	4	0	4	2	10
	1990	4	0	4	2	10
	2000	4	0	4	2	10
ギリシャ	1950	0	0	0	0	0
	1970	0	0	0	0	0
	1990	0	0	0	0	0
	2000	1	0	0	0	1
アイルランド	1950	0	0	0	0	0
	1970	0	0	0	0	0
	1990	0	0	0	0	0
	2000	0	0	0	0	0
イタリア	1950	0	1	0	0	1
	1970	0	1	0	2	3
	1990	2	0	0	2	4
	2000	3	0	1	2	6
オランダ	1950	1	0	0	2	3
	1970	1	0	0	2	3
	1990	1	0	0	2	3
	2000	1	0	0	2	3

ポルトガル	1950	0	0	0	0	0
	1970	0	0	0	0	0
	1990	1	1	0	0	2
	2000	1	1	0	0	2
スペイン	1950	0	0	0	0	0
	1970	0	0	0	0	0
	1990	3	2	0	2	7
	2000	3	2	1	2	8
スウェーデン	1950	0	0	0	0	0
	1970	0	0	0	0	0
	1990	0	0	0	0	0
	2000	0	0	0	0	0
イギリス	1950	0	1	0	0	1
	1970	1	1	0	0	2
	1990	1	0	0	0	1
	2000	1	2	0	0	3

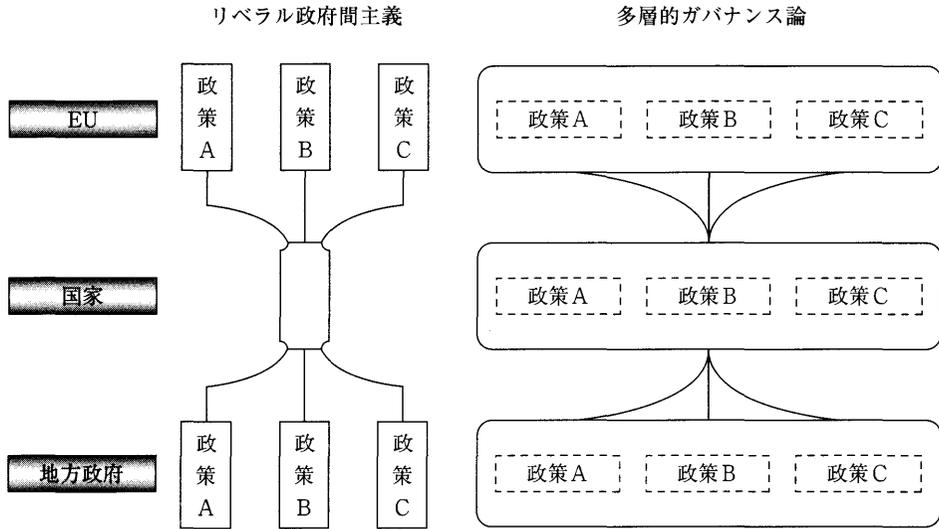
出所：Hooghe and Marks [2001] pp. 193-194, Table A2.1.

マークでは、地方政府が一貫して弱体だったという点で、分権化の程度に大きな変化はみられない。残りの7カ国は、この間に地方分権化の進行した国々であり、とりわけフランス、イタリア、スペイン、ベルギーは大きな変化を経験した。例えば、フランスとイタリアは地方政府を強化する部分的な憲法改正を行い、直接選挙によって選出される地方議会を創出した。スペインは、1970年代から民主化が始まったが、ついに準連邦主義的な政体へと到達した。ベルギーもまた、比較的中央主権的な国家から、地域政府によって主導される連邦的な政体へと移行した。イギリスは長らくこの潮流の例外的存在だったが、スコットランドとウェールズにおける議会創設など、最近では分権化の潮流に合流しつつある。第4表から読み取れるように、1950年と2000年を比較すると、地方分権化の度合いが弱められたり、逆に中央集権化が強化されたりした国は一つもない反面、多くの国々で分権化が進行したという特徴が浮かび上がる。

以上のように、超国家レベル、地域レベルの動向を踏まえると、一見「多層的ガバナンス論」の主張は極めて説得力があるように見える。しかし、この見方は「国家の相対化」をあまり

にも強調しすぎているとして、欧州レベルにおける国家の役割が依然として強力だと主張する「リベラル政府間主義」の立場から批判を受けている (Moravcsik [1993], [1995])。「リベラルな政府間主義」は、依然として国家こそが欧州レベルでも究極的な意思決定機関だと主張する。彼らによれば、EUにおける意思決定は、主権国家たる加盟国政府間の交渉として行われるので、それは欧州レベル独自なものではなく、加盟国政府が合意した最小公約数に過ぎないという。加盟国政府がEUに対して権限委譲したように見える場合でも、それは特定の政治目的を実現するために権限委譲した方がよいと各国政府が合理的に判断したからだというのが「リベラル政府間主義」の見方である。国民国家が手にする強力な権限を保障しているのが、EUの意思決定において多用される「全会一致」方式である。これは、一国であれ反対があれば合意が成立しないことから、決定が可能なのは、全ての加盟国から賛意を得られる必要最低限の事項のみだということになる。さらに「リベラル政府間主義」は、EUレベル、地方政府レベルそれぞれにおいて自律的な政策決定は不可能なので、政策領域は相互に分断されざ

第4図 政策統合と政府間関係のイメージ



るを得ないと主張する（第4図）。唯一国家レベルにおいてのみ、政策決定は統合的かつ領域横断的に、そして自己完結的になされうると彼らは主張する。第4図が示すように、国家はEUレベルと地域レベルにおける政策決定の結節点として機能し、他をもって代え難い重要な役割を果たすというのが「リベラル政府間主義」の捉え方である。

これに対して、「多層的ガバナンス論」は国家の政策決定権を相対化して捉えており、政策責任は各層の政府とともに共有されていると考える。そして第4図が示すように、EUおよび地域政府はそれぞれのレベルで国家とは異なる独自の政策調整・統合機能を持っており、国家のみがそれを独占しているわけではないと考える。実際 EU レベルでは、加盟国の集会的意思決定の場としての「閣僚理事会」に対して「欧州議会」の地位向上が顕著である。そしてこのことが、EU レベルにおける意思決定過程で国家独占が掘り崩されていく傾向を象徴している。欧州議会は当初、意思決定過程における装飾的な諮問機関だったが、1980年代初期にはEU立法の成立過程で議会への諮問手続きが強化された。さらに1987年の単一欧州議定書では、協力手続きが導入されることによって、EU立

法には議会の同意・承認が求められるようになった。1993年のマーストリヒト条約では共同決定手続きが導入され、議会に事実上の拒否権を与えることになったが、この手続きは1999年のアムステルダム条約でさらに適用領域を広げることになった。1987年の単一欧州議定書までは何の決定権限も持っていなかった欧州議会だが、こうして現在では、EU立法全体の3分の1に対して何らかの形で決定権限を持ち、さらに3分の1に対して諮問権限を持つようになった。残る3分の1は、いまだ欧州議会が何の参与もできない政策領域である。このことから今日では、欧州議会は閣僚理事会と並ぶ共同立法者としての地位を確立したと言われている（Hooghe and Marks [2001] pp. 20）。

このように、権限の強化された欧州議会、欧州委員会、そして閣僚理事会によって構成される欧州の意思決定機関は、もはや加盟国政府の単なる代理機関ではなく、その決定は欧州独自の見地から行われる度合いが以前と比べて飛躍的に高まっているとみてよいであろう。とりわけ欧州議会議員は政府代表ではなく、直接選挙によって選出された欧州市民の代表だという点で、国益に縛られずに欧州的見地から判断を行える意思決定機関として影響力を高めていくの

第5表 1人当たり GDP の推移

		GR	SP	IRL	POR	EU4	EU11	EU15
GDP 成長率 (%)	1986-1996	1.6	2.8	6.2	3.5	2.9	2.0	2.1
	1996-1999 (予測値)	3.8	3.6	9.2	3.8	4.1	2.6	2.8
1人当たり GDP (EU 15=100)	1986	59.2	69.8	60.8	55.1	65.2	107.7	100.0
	1989	59.1	73.1	66.3	59.4	68.3	106.9	100.0
	1993	64.2	78.1	82.5	67.7	74.5	105.2	100.0
	1996	67.5	78.7	96.5	70.5	76.6	104.8	100.0
	1999(予測値)	69.3	79.6	105.1	71.8	78.2	104.5	100.0

出所：Bollen, Hartwig and Nicolaidis [2000] p. 21, Table 2.3.

注：GR：ギリシャ，SP：スペイン，IRL：アイルランド，POR：ポルトガル，EU4：左記の4カ国，EU11：EU4を除く，その他のEU加盟11カ国，EU15：現行のEU加盟15カ国。

ではないだろうか。「リベラル政府間主義」と「多層的ガバナンス論」は、欧州レベルの意思決定過程において、国家の占める位置をどう評価するかで相違があるが、どちらの主張も真実の一面を突いていることは間違いない。しかし、本節で検討してきたように、長期的な傾向としては、「多層的ガバナンス論」の説明力がより強まる方向で欧州の政府間関係は変容してきたし、今後も同様の方向で変化していくと考えられる。

V 構造基金の所得格差縮小効果

1 構造基金に関するアイルランドの経験

構造基金はそれが狙った本来の政策目的をどの程度達成しているのであろうか。構造基金の目的は第1に、低所得地域の1人当たりGDPを引き上げることによって、地域間経済格差を縮小すること、第2に、高失業率を記録している地域の失業率を下げること、第3に、産業衰退地域の産業構造転換を促進することである。これらの点に関しては、既に実施された地域政策、あるいは構造政策の効果を計測した事例が存在する。例えば、全土が目標1地域の指定を受けたアイルランドでは、(1)生産部門、(2)経済的インフラストラクチャー、(3)人的資源、(4)地方都市および農村開発、の4部門に構造基金の支援を受けて資金配分を行った(Bollen, Hartwig and Nicolaidis [2000])。欧州委員会とア

イルランド政府は、1989-93年の計画期間と94-99年の計画期間に関して、構造基金がもたらした効果の定量的評価を試みている。

それによれば、1989-93年の計画期間に実施された構造基金は、GDP成長率を2000年までの短期では2.5%、それ以上の長期では0.8%引き上げる効果を与え、雇用の創出で評価すると、短期では3万人、長期でも1万人の雇用増を生み出したと評価されている。別の推計でもやはり、短期的にGDPを2.5~3%上昇させ、長期的にはそれを約1%上昇させる効果を持ったとされている(Fitz Gerald [1998])。しかし、これらの評価もどれだけ正確性の高いものであるのかは議論の分かれるところである。なぜなら、経済成長のうち、どれだけ構造基金の要因に帰することができ、どれだけ他の経済政策要因に帰することができるのかを明確に区分けして定量的評価を行うのはきわめて困難だからである。

しかしアイルランドの事例は、構造基金の成功例として言及されることが極めて多い。それはアイルランドの1人当たりGDPが急速に上昇し、EU平均との格差は急速に縮小したからである。1986年時点では、EU平均の1人当たりGDPを100とすると、アイルランドのそれは60.8であったが、1999年時点でのアイルランドの1人当たりGDPは、105.1にまで上昇したのである(第5表)。しかし、これは他の政

策、例えば大幅な法人税減税による外資誘導政策なども大きく寄与したとみられ、構造基金のみの貢献ではない可能性が高い。したがって、これをもって構造基金が成功した証拠だということではできない。たしかに、表5をみると、域内の低所得国で、構造基金配分予算も大きいギリシャ、スペイン、アイルランド、ポルトガルという、いわゆる「結束国 (Cohesion Countries)」の1986年から1996年にかけての10年間の GDP 成長率は、EU 加盟国平均2.1%を上回って2.9%であったことが分かる。この結果として、結束国の1人当たり GDP も急速に上昇し、EU 加盟国平均の水準に急速に近づいていることが分かる。ただし、国別1人当たり GDP で比較するという評価法はあまりにも粗雑過ぎるし、もう少し小さな地域レベルで地域間格差を評価しないと、構造基金の効果を性格に分析することはできないであろう。

2 構造基金の地域間格差縮小効果

さて、われわれが最大の関心を持つのは、果たして構造基金が一国内における地域間格差を縮小させることに成功したのかどうかという点である。第5表は、あくまでも国別の平均的な数値であるので、地域間格差の動向を把握するには、もっと小さい地域単位の指標を求める必要がある。この点をいろいろな角度からデータを用いて検証しようとしたのが、ヴォレンホーファーである (Wollenhofer [1997])。この研究では、一人当たり GDP が国別ではなく、欧州委員会によって設定されている NUTS 2 レベル (行政区域で言えば、州や県に相当) で計測されている。したがって地域間所得格差のより正確な動向を把握することができる。

彼がとった第1の検証方法は、次のようなものである。まず、欧州域内で所得の低い地域の所得を、下から順に10%、25%、50%、75%と取って、それぞれのカテゴリーごとに集計していく。そして、これら4つのカテゴリーのそれぞれの合計所得が、欧州連合 (あるいは欧州共同体) 全体の所得に占める比率を計算し、それ

が1975年から1992年までの期間に、どのような推移を遂げたかを検証している。とりわけ前二者のカテゴリー (10%、25%) の比率が上昇していれば、低所得地域の所得が相対的に上昇し、結果として地域間格差も縮小したことになる。彼は、ECU で計った名目値と、購買力平価を用いた実質値の両方のケースを計算している。結果は、下から10%のカテゴリーに属する地域の所得が占める比率は、両ケースにおいて上昇しており、明らかに格差縮小傾向がみられるという。

彼がとった第2の方法は、変動係数によって地域間格差を示す方法である。変動係数を使えば、元のデータの単位の相違に煩わされずに、標本データの分散度を相互比較することができる。最も極端な地域間不均等が存在する場合には、変動係数は100%の値をとり、逆に、地域間不均等がまったくない状態では、変動係数は0%の値をとる。したがって、変動係数の値が100%に近づけば地域間格差が拡大していることを示すし、また、0%に近づいていけば、地域間格差は縮小しつつあることを示している。第1の方法の場合と同様に、ヴォレンホーファーは名目値のケースと実質値のケースの両者を検討している。結果は、名目値のケースと実質値のケースとでは、相矛盾するものであった。つまり、名目値で測ると地域間格差はかなり縮小したという結果が引き出せるが、逆に実質値で測ると地域間格差は拡大しているのである。

彼は最後に、以上のような推移が、どのような原因によるものなのかを確定しようとしている。そのために彼がとった方法は、EU をひとつの全体とみなして、各加盟国を各地域だとみなした場合の、各国別平均一人当たり GDP のばらつき度合いを変動係数によって示すとともに (対外変動係数)、他方で、各加盟国をひとつの全体とみなして、その国内に存在する各地域の平均一人当たり GDP のばらつき度合いを変動係数によって示すというものである (対内変動係数)。こうして分けてみると、対外変動係

数が減少傾向にあり、格差縮小しているようにみえる場合でも、対内変動係数が増大傾向にあり、各国内では地域間格差が拡大している、というケースも十分ありうる。日本に例えて言えば、日本全体の1人当たり平均GDPは上昇していても、経済活動の東京一極集中が急速に進むことによって、得られた所得上昇の大部分は東京近辺に住む住民に分配されており、国内をとってみれば、東京とそれ以外の地域での地域間所得格差が相当広がっている、というようなケースが想定される(アイルランドのケースも恐らくそうではないかと思われる)。ヴォレンホーファーが引き出した結論は、まさにこのような傾向を裏付けるものであった。検討されているいずれのケースでも、対外的変動係数はかなりの程度減少しているが、対内的変動係数は、逆に増加しているのである。これは、低所得国がEU平均を上回る急速な成長を達成した一方で、その国内では、より貧しい地域が依然として取り残されたままであることを示唆している。

さて、われわれにとってもっとも注目すべき点、つまり、このような傾向に対して構造基金はどのような影響を与えたのか、という点であるが、この点について、本研究は必ずしも明確な方法によって確定的な結論を導いているわけではない。構造基金に配分される予算が顕著に増額された1976-1982年、および1986-1992年の期間をみてみると、その期間の低所得地域の占める所得比率の上昇が相対的に顕著であることから、構造基金の効果が発揮されたものと推定できると示唆しているだけである。

この研究は、それまで単に各国の1人当たりGDPを比較して格差の収斂傾向を主張してきた論者に比べるときわめて丁寧な実証研究であって、その結果からは、検討してみるべきさまざまな論点が浮かび上がってくる。この研究が明らかにした最も興味深い点は、構造基金が仮に地域間経済格差の是正に貢献しているようにみえても、それがどのレベルの地域をとって評価するかによっても結果が異なってくるとい

うことである(De Rynck and McAleavey [2001])。確かに構造基金は欧州連合財政において極めて重要な存在となりつつあるが、それが果たして地域間格差の縮小という政策目標を本当に貢献しているのかどうかについては、まだはっきりとした結論は出ておらず、今後さらなる検証を必要とする。

VI 産業政策としてのEU地域政策

1 経済発展と知識・制度・学習

構造基金は、単に地域間経済格差を是正するための分配政策ではなく、むしろその資金を使って地域の経済発展を促す地域開発資金としての性質を持っている。その点で、日本の公共事業予算とEU構造基金は一定の共通性を持っている。その構造基金も、これまでは日本の公共事業と同様にハードな社会資本整備重視であったが、1990年代後半から地域経済発展の新しい戦略に沿って、「知識経済」段階にふさわしい地域開発資金として衣替えしようとしている。その変化の方向性は、日本の公共事業改革にとっても参考になるものである。

日本ではこれまで、地域の経済発展を促すために公共事業を行って産業基盤を整備し、工場を誘致するという開発手法が全国的に採用されてきた。また、大規模公共事業そのものがもたらす直接的な雇用効果と建設業への利益のために、それがいくら自然を破壊し、真の意味での地域発展をもたらさない事業であろうとも、見直されることなく継続されてきた。その背景には、インフラを整備しさえすれば、地域発展が自動的にもたらされるという固い信念がある。しかし、この前提は近年、急速に崩れつつある。もはや公共事業の波及効果はかつてないほど縮小し、それがもたらす雇用効果も、同一金額を環境、医療・福祉、教育といった政策領域に投下した方が大きいことが、定量的に示されている。

日本では、公共投資の研究分野に関して既に多くの研究蓄積が行われている。宮本 [1967] が高度成長期における社会資本充実政策を批判

し、公共投資の配分がいわゆる生産関連資本に傾き、生活関連資本の整備が遅れることによって都市問題が激化していることを明らかにして以来、公共投資は日本財政の分析にとって欠かすことのできないテーマとなった（奥野・焼田・八木編 [1994]、楊 [1997]、加藤 [1998]、遠藤 [1999]、金澤 [2002]、山田 [2003]、門野 [2003]、八木 [2003]）。他方で公共投資は、全国総合開発計画の下で均衡ある国土の発展を図るための財政政策手段として、地域開発と深い関連を持ってきた。しかし、それが地元産業との内在的な連関を持たない「外来型開発」であるならば、それは必ずしも域内所得の上昇に結びつかず、公害問題など、むしろ外部不経済をもたらすことが明らかにされた（宮本編 [1977-1979]）。このことは逆に、所得の域内循環を生み出し、その地域の産業が内在的に連関を持つ「内発的発展」とは何かという問題意識を生み出し、金沢市がそのモデルとみなされるようになっていく（中村 [2004]）。さらには、1980年代に入って展開されるテクノポリス政策の批判的検証も行われた（伊東 [1998]、鈴木 [2001]）。

1990年代に入ると、公共投資をめぐる議論は新たな展開をみせる。中海干拓事業、長良川河口堰などの巨大公共事業の環境に与える悪影響が批判され、それが財政システムにもたらす大きな負担が問題視されるようになった（保母 [2001]、伊藤・在間・富樫・宮野 [2003]）。公共投資は、日本型の行財政システムにおける欠陥の象徴的存在となっていく（五十嵐・小川 [1997]）。地方財政との関係で言えば、最近の公共投資をめぐる研究は、主として次の3つの領域に整理することができるだろう。第一は、公共投資の生産性に関する研究であり（三井・太田編 [1995]、吉野・中島編 [1999]、長峯・片山編 [2001]）、第二は、公共投資の雇用効果に関する研究（自治体問題研究所編集部 [1998]）、そして第三は、財政システムの改革提案である。日本の財政を特徴づける高水準の公共投資の背後には補助金が存在し（宮本編

[1990]）、近年ではそれがさらに、地方交付税によって誘導されたことは今や周知の事実である（神野・金子編 [1998]、赤井・佐藤・山下 [2003]）。

公共投資が今や、成長に寄与せずに単なる所得再分配の手段と化し、環境に対して大きな負荷を与えているとすれば、地域間の不均衡な発展を是正するための新しい財政政策はどうあるべきだろうか。この点で最近、内発的発展論以来の問題意識を部分的には引き継ぎながらも、新しい発展モデルが提示されつつある（佐々木 [1997]、神野 [2002]、鎌倉 [2002]、鈴木 [2003]、岡部 [2003]、ランドリー [2003]）。これらの業績では、地域の発展がかつてのように社会資本の整備に全面的に依存するのではなく、環境や文化、知識や情報、人的資本、そして産業のネットワークといったものにより大きく依存するようになることが共通して指摘されている。大変興味深いことに、これらの方向性は、まさに欧州地域政策が目指しつつある新しい方向性とまったく軌を一にする。

本節では、EU 構造基金において最もこの転換を先鋭的に示す「イノベティブ・アクション」の分析を具体的な素材として、欧州の地域政策がどこへ向かおうとしているのかを明らかにしよう。実は、欧州もかつては日本と同様の地域発展戦略を採用していたが、それが有効ではないことに気づき、近年、EU 地域政策は大きな転換を遂げようとしつつある。その基本的な方向は、地域開発に関する伝統的政策から決別し、地方政府の役割を、地域の技術革新を生み出すような条件整備に転換することである。とりわけネットワーク形成、知識情報の集積、そして人的資本といった「非物質的要素」の厚みを増すために、これらへの「投資」を行うことが極めて重視されるようになってきている。

地域産業政策の成否は、単に社会資本整備の水準、企業や技術・技能、および研究開発の源泉が存在するか否かといった要素だけでなく、アイデア、知識、金融、技術の潤沢な流通を促進するための制度やネットワーク形成が図ら

れ、それらの相互作用が有効に機能するかどうかにかかっているとの認識が深まってきている。そして、これらを有効に機能させるためには、最近急速に注目を浴びようになっている「社会関係資本」を、その地域において蓄積させることが重要だということもまた知られている。社会関係資本の蓄積が厚ければ、それだけ信頼と互恵性に基づくネットワーク形成が容易になるからである。

さらに、その地域に立地する企業の技術革新能力は、地域自体の学習能力の高さと直接的な関係があるという認識が浸透している。それに伴って、地域が新しい知識に対して柔軟に適応し、吸収し、そして今度は自ら新しい知識を創出するという、「地域の学習能力」にも注目が集まっている。地域の学習能力は、人的資本の質、それによって構成されるネットワークの密度、互恵性に基づく協力関係がその地域に存在するか否かによっても規定されてくるので、まさにこの点でも社会関係資本の蓄積が関係してくる。公共政策はこの点を認識し、社会関係資本に「投資」することをその重要な課題としなければならないというわけである。欧州の地域産業政策は、こうして技術革新を生み出すための物質的条件整備から、そのための制度的条件整備と非物質的要素の蓄積に重心を移しつつある。「イノベティブ・アクション」と名づけられた EU の新しい地域開発戦略に先鋭的にみられる政策変化は、実はこのような形で進みつつある地域開発理論の転換に呼応している。

2 経済発展における「社会関係資本」の役割

技術革新を説明する最近の興味深い議論の一つは、「社会関係資本」が豊かに蓄積しているか否かが、技術革新の誘発を左右するというものである。「社会関係資本」とは比較的新しい概念だが、近年急速に人々の関心を集めるようになってきている。このような関心呼び起こした最大の立役者は、ハーバード大学のロバート・パットナムである。そのきっかけとなった彼の著作『民主主義を機能させる一近代イタリアに

おける市民的伝統』が出版されて以来、社会関係資本をめぐる論争は一貫して彼の一連の業績を中心に回ってきたと言っていっくらいである (Putnam [1993])。同書において、パットナムは社会関係資本を以下のように定義している。

ここで使用する社会関係資本は、調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴をいう。

パットナムの『民主主義を機能させる』における問題意識は、「制度をうまく機能させる要因とは一体何か?」というものである。彼は、イタリアにおける州政府のパフォーマンスに関する南北間格差を説明する理論的枠組みとして社会関係資本概念を用いた。社会関係資本は、社会の成員間での「信頼」や「互恵性」に基づいて形成されるネットワークによって特徴づけられる。互恵性や信頼は短時日で形成されるのではなく、長期にわたって歴史的に形成されてきた社会的な資源だといえる。社会の成員間で信頼が醸成されているからこそ、現在、相手の利益のために何らかの施しを行うことができる。それは直ちにではなくても、将来的に相手から自分に施しが帰ってくると期待できるからである。

このような形で信頼感に裏付けられた施しの交換が積み重ねられていく中で、社会の成員の間に「互恵性」が育まれていく。そして、「互恵性」が時間軸を通じて一層強められ、一種の社会的規範にまで高められることによって、社会の成員間に「互恵性」の規範に基づく「ネットワーク」が形成される。このネットワークが社会に埋め込まれることによって、今度はネットワークが規範として社会の成員を、常に相互に協力するよう差し向けるのである。ネットワークには成員間の上下関係によって特徴づけられる垂直的ネットワークと、対等な成員によって構成される水平的ネットワークがあるが、社会の成員の間に協力的な関係を醸成できるの

は後者である。

社会関係資本は、社会的な効率性を高めることで様々な経済的利益をもたらす。例えば、経済的取引を行う場合にも、必要以上に相手を警戒する必要がなくなり、取引に伴う危険負担を減らすことで取引コストを低下させることができる。回轉信用組合（日本では頼母子講、無尽など）や相互扶助組織が成立し、円滑に機能するには、社会関係資本の厚みが存在しているか否かに大きく依存するであろう。ただ社会関係資本には、「公共財」的な性質もある。互恵性に基づく綿密なネットワークの張りめぐらされた社会にやってきた外部の人間は、当面は何も貢献しなくてもその恩恵を享受することができる。しかし、ネットワークに「投資」、つまり互恵性を発揮することなく「ただ乗り」を続ける人間が増えていくと、社会関係資本に対する投資は徐々に減っていき、資本ストックも減耗していく。社会的な信頼が低下していくのを見た社会の他の成員も、社会関係資本にまじめに投資することが馬鹿らしくなり、社会関係資本は一層減退する。こうして一旦、信頼が失われると相手に協力しないことが得だという規範が成立し、相手に対する不信任と非協力的な態度は相互に増幅されていく。この悪循環の行き着く先が、一つの社会的均衡である。これとは逆の方向、つまり互恵性に基づくネットワークと協力関係が、累積的に相互強化する関係に入り、高水準の協力と信頼に基づいて極めて効率的な社会関係が形成された状態がもう一つの社会的均衡である。イタリア南部が悪循環に陥って前者の均衡に入ってしまったのに対し、北部は社会関係資本を蓄積し、後者の社会的均衡を達成した結果、高い制度パフォーマンスと経済発展を示すことができた…。これがパットナムの引き出した結論である。

同様の議論は企業間関係にも適用可能である。つまり、ある地域においてこのような社会関係資本が蓄積されているかどうかで、その地域の企業の潜在能力が、真に引き出されるかどうか左右される。社会関係資本が蓄積されて

いるところでは、技術革新を誘発する相互作用がより円滑に機能し、いい意味での外部性が発揮され、情報と知識の交換が小さな取引費用によって行われるのである。

3 「学習経済」への移行

以上のような技術革新の理解は、産業発展の本質を「学習経済 (Learning Economy)」とみる点で共通性を持っている。欧州における「学習経済」をめぐる論争はかなりのところ、デンマークのオールボー大学に拠点を置く一連の経済学者の研究をその発生源としている。その理論的主導者である B-A. ルンドヴァールの主張の力点は、現代資本主義は、その発展にとって知識がもっとも重要な戦略的資源となり、学習こそが発展のもっとも重要な過程であるような段階に達したというものである (Lundvall [1992])。しかし、その知識は必ずしも明確に客観的な形で伝達可能とは限らない。「学習経済」を議論する上でもはや欠かすことのできない文献となっている野中郁次郎と竹内弘高による『知識創造企業』が明らかにしたように、日本企業は欧米の企業とは極めて異なったやり方で知識を理解している (Nonaka and Takeuchi [1995])。それによると、形式的な知は実は知識総体の氷山の一角であり、それ以外はいわゆる明瞭な形では伝達可能ではない「暗黙知」である。しかし、その暗黙知が企業の構成員に共有されているかどうか企業が技術革新のあり方を大きく左右するという主張は、経済発展における目に見えない、非物質的要素の重要性を強調したという点で大きな影響を与えた。つまり、知識、能力、技能、組織文化などの目に見えない無形資産の蓄積が、暗黙知の理解と共有を可能にすることから、地域経済にとってもそのような無形資産の蓄積が重要ではないかと注目されるようになってきたわけである。

企業内における技術革新の秘密に注目した野中と竹内の議論は、経済地理学の研究者の注目を浴び、地域における技術革新を促すために、地域にどのようにして「暗黙知」が効果的に形

成され、それが伝達され、そして生かされるのかという問題が、地域発展の鍵になるという理解が広がった。こうして経済地理学と企業内における技術革新研究を中心とする産業論の融合が進み、技術革新能力の地域間格差がなぜ発生するのか、そして、技術革新に影響を与える地理的・空間的要素とは何か、といった問題の解明に関心が向けられるようになった。そしてその融合のもっとも洗練された議論が、M. ストーパーによって提示されている (Storper [1992], [1995])。彼の議論によれば、経済のグローバル化は一見したところ産業の「場所性」を失わせる可能性を持っているが、現実にはそうはならないという。なぜなら第一に、産業を支える要素として地域化された投入産出構造が存在するからであり、第二に、その地域の労働市場、地域固有の伝統、規範やルール、民間と公共部門の関係など、他地域に移出可能な要素が存在し、とりわけこの第二の要素が、地域における組織的な学習を可能にする要素だということ。ここに至って、野中と竹内によって提起された「暗黙知」の重要性は、一企業内だけのものではなく、相互作用を通じてもっと地域全体に広がる集合的なものとして理解されるようになってきた。

4 何に投資すべきか?—EUの戦略/日本への示唆—

EUは、以上のような新しい地域発展理論に基づいて、「RIS (Regional Innovation Strategies) プロジェクト」を1990年代後半からスタートさせた。このプロジェクトは、以下の諸原理に基づいている。第一は、地域産業の担い手によるプログラム運営委員会を設立し、2年間にわたって地域発展戦略の形成を共同作業として行うことで、地域の相互協力を制度的に強化することである。第二は、技術革新の供給側と需要側の両者に焦点を当てた地域の技術革新システムを自ら分析し、評価する研究を行うことである。第三は、その地域の産業による技術革新需要を刺激する目的を持った戦略を合意形成に基づいて打ち立てることである。この戦

略には、モニタリングと評価システムも含まれており、さらには実験的なパイロット・プロジェクトもその中に含まれる。

元来、構造基金は技術革新を支援するための研究開発投資にそれほど大きな予算を注いできたわけではなかった。1989-93年には、目標1地域を対象とする総予算のわずか2.7%、目標2地域においても9.3%しか予算を配分していなかった。しかも、技術革新の制度的、社会的、商業的側面をあまりにも無視しており、砂上の楼閣のごとく技術センターを設けるなどのインフラ整備を行ったが、肝心の地元企業にはほとんど利用されないまま終わるという問題も生じていた。政策の欠陥を認識した欧州委員会は、1994-99年に「イノベティブ・アクション」に対して全構造基金予算の1%未満の予算を配分し、新しい雇用の開発、文化遺産と空間計画、都市パイロットプロジェクト、国内地域間協力、国際地域間協力、技術革新および、知識社会への以降の促進といった8つのテーマの下に350の個別プロジェクトを実施した。この枠組みを用いて委員会が行った“STRIDE” (Science and Technology for Regional Innovation in Europe) と呼ばれるプロジェクトにおいて、低発展地域におけるイノベーション能力を向上させる試みを行ったところ、いくつかの障害にぶつかった。それは第一に、様々なレベルでの地域主体間の協力が欠けているために、地方政府が上記目的を達成する上で、民間資源を十分に活用することができないこと、第二に、地方政府側がネットワーク形成や人的資本の能力向上といった「ソフト」な対象を犠牲にしても、物理的なインフラ整備のための資金を求めたがるといった要因が挙げられた。

この経験を踏まえて、2000-06年には毎年欧州地域開発基金 (ERDF) に振り向けられている予算の0.4% (全期間で約4億ユーロ) がイノベティブ・アクションに配分されることになった。現在、イノベティブ・アクションが追求するテーマは3点に整理されている。第一のテーマは「知識と技術革新に基づく地域経

済」であり、60のプログラムがこのテーマに分類され、イノベティブ・アクションに対する総予算の43%が配分されている。第二のテーマは「地域発展に資する知識社会」であり、61プロジェクトがこのテーマに含まれるほか、同予算の41%が配分されている。第三のテーマは「地域アイデンティティと持続可能な発展」であり、31の個別プロジェクトが含まれるほか、同予算のうち12%が配分されている。このうち、第一のテーマに関するプロジェクトは、RIS (Regional Innovation Strategies), あるいは RIS+プロジェクトと呼ばれ、その運営方針がそれまでの構造基金とは異なって、大きく刷新された点が特徴的である。第一に、もはや公共部門が一方的にプロジェクトを行うのではなく、地域イノベーションにとって重要な民間主体との公民パートナーシップを組み、合意形成を図りながらプロジェクトを運営していくことが目指されている。第二に、統合的、かつ領域横断的に政策を進めることが目指されている。つまり、イノベーションを起こすためには、技術そのものだけでなく、人的資本、研究教育、訓練、経営管理、金融、マーケティングといった領域にまたがる条件整備が重要で、そのためには産業政策、地域開発、教育政策など、複数領域にまたがる公共政策の領域横断的な統合が必要だからである。

既に RIS プロジェクトは、5年間で32の欧州地域において実施され、運営委員会には総勢600人が参加した。運営委員会の構成員は、指導的な企業人や政治家、あるいは大学人であることが多い。RIS プロジェクトに対してはすでにいくつかの評価が試みられている。その着眼点は、(1)効果的で、広範な地域パートナーシップを創造し、持続することに成功したか、(2)技術革新の促進に際して公民の相互補完的な投資を促進する戦略的な枠組みを形成し、それを実行することに成功したか、というものである。その評価結果によれば、このプログラムは政策形成過程に重要な影響を与えた、つまり、技術革新と研究開発投資が地域発展戦略全体の

中に埋め込まれるような政策形成文化を創り出したという。そしてこのプログラムが、産業界と研究開発（主として大学）の関係を改善し、運営委員会の指導者が他の担い手とともに作成した地域開発戦略に継続的に関与し、合意形成を図っていく場を生み出したことは大きな成果だと認められている (Oughton, Landabaso and Morgan [2002] pp. 106-107)。

しかし他方で、RIS は次の点で改善が必要だとみなされた。第一は、戦略策定段階とその実施段階の結びつきをもっと強めることである。戦略策定がいくら立派なものであっても、その一部しか実行に移せない、あるいは実施に移しても戦略に描かれたことと実施段階に大きな乖離があるということでは問題である。第二に、プログラムの実施段階におけるモニタリングと評価システムを整備し、その結果を戦略策定にフィードバックすることである。しかし、実のところ RIS の評価は、その評価基準を策定することすら難しい。というのは、その政策目標が制度的、非物質的なものであるため、政策の評価を行うには制度的、非物質的要素の指標化を試みなければならないからである。第三は、RIS プログラム自体における多様性の保障である。なぜなら、技術革新の過程を余りにも単線的に理解することは危険であり、プログラムの失敗を招く可能性があるからだ。そもそも技術自体が多様で、その発展経路もしたがって多様だという点を考慮すれば、RIS 自体もそれに対応し、様々な技術革新の可能性に対して柔軟で、開かれていなければならないだろう。

にもかかわらず、この政策実験は、1990年代から生じている経済地理学と産業論の融合によって得られた知的成果を応用しようとした極めて野心的な成果であり、日本の公共投資政策にとってもきわめて有益な示唆がそこに見出される。日本でも長野県が、2003年3月に「財政改革推進プログラム」の策定と同時に「産業活性化・雇用創出プラン」を策定し、公共事業依存型の経済から脱却して所得と雇用を創出するための新しい産業政策の方向性を提示している。

それによれば、長野県が既に強みを持つ農業、製造業、観光業といった基幹産業と、医療・福祉、環境、教育といった成長分野との融合（スリー・バイ・スリー）を図ることで、新産業を創出するとともに雇用を増大させることが目標とされている。公共事業の縮小を図りながら、むしろ雇用効果の高い、環境、教育、医療・福祉に財政資源をシフトさせ、それまでの物的な公共投資依存から教育や環境など、「人的資本」と「自然資本」の蓄積に重点を移すこの政策転換は、日本の地方自治体の公共投資政策としては画期的であるとともに、EUの新しい地域発展戦略が目指す方向性とも共鳴し合っている。その意味で、欧州における新しい発展概念と政策動向の分析は、日本の公共投資政策が今後向かうべき方向性に関して重要な示唆を与えてくれるであろう。

参考文献

- 赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治 [2003] 『地方交付税の経済学』有斐閣。
- 五十嵐敬喜・小川明雄 [1997] 『公共事業をどうするか』岩波新書。
- 伊藤達也・在間正史・富樫幸一・宮野雄一 [2003] 『水資源政策の失敗—長良川河口堰—』成文堂。
- 伊東維年 [1998] 『テクノポリス政策の研究』日本評論社。
- 遠藤宏一 [1999] 『現代地域政策論—国際化・地方分権化と地域経営—』大月書店。
- 岡部明子 [2003] 『サステイナブルシティ—EUの地域環境戦略—』学芸出版社。
- 奥野信宏・焼田党・八木匡編 [1994] 『社会資本と経済発展—開発のための最適戦略—』名古屋大学出版会。
- 加藤一郎 [1998] 『公共事業と地方分権』日本経済評論社。
- 門野圭司 [2003] 「現代日本経済における公共投資の構造と機能」『財政学研究』第33号, 65-80ページ。
- 金澤史男 [2002] 『現代の公共事業—国際経験と日本—』日本経済評論社。
- 鎌倉 健 [2002] 『産業集積の地域経済論—中小企業ネットワークと都市再生—』勁草書房。
- 小林 昭 [2000] 「福祉国家の再編成と地方財政—欧州諸国にみる新たな動向—」（宮本憲一・小林昭・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政』勁草書房）235-256ページ。
- 佐々木雅幸 [1997] 『創造都市の経済学』勁草書房。
- 自治体問題研究所編集部 [1998] 『産業連関表による生産・雇用・GDP効果比較』自治体研究社。
- 神野直彦 [1998] 『システム改革の政治経済学』岩波書店。
- [2002] 『地域再生の経済学—豊かさを問い直す—』中公新書。
- 神野直彦・金子勝編 [1998] 『地方に税源を』東洋経済新報社。
- 鈴木 茂 [2001] 『ハイテク型開発政策の研究』ミネルヴァ書房。
- [2003] 『ハイブリッド型ベンチャー企業—制度的厚みと地域の固有性—』有斐閣。
- 辻 悟一 [2003] 『EUの地域政策』世界思想社。
- 長峯純一・片山泰輔編 [2001] 『公共投資と道路政策』勁草書房。
- 中村剛治郎 [2004] 『地域政治経済学』有斐閣。
- 保母武彦 [2001] 『公共事業をどう変えるか』岩波書店。
- 三井 清・太田清編 [1995] 『社会資本の生産性と公的金融』日本評論社。
- 宮永健太郎 [2003] 「地域政策におけるパートナーシップとNPO—欧州地域政策 (European Regional Policy) を題材として—」『公共政策研究』第3号, 118-129ページ。
- 宮本憲一 [1967] 『社会資本論』有斐閣。
- 宮本憲一編 [1977-1979] 『講座 地域開発と自治体』(全三巻) 筑摩書房。
- 宮本憲一編 [1990] 『補助金の政治経済学』朝日新聞社。
- 諸富 徹 [2003] 『環境』岩波書店。
- 八木信一 [2003] 「ごみ処理施設整備事業の行財政システム」環境経済・政策学会編『環境経済・政策学会年報第8号—公共事業と環境保全—』東洋経済新報社, 168-179ページ。
- 山田 明 [2003] 『公共事業と財政—戦後日本の検証—』高岩出版。
- 楊 光洙 [1997] 『公共投資の地域間最適配分』晃洋書房。

- 吉野直行・中島隆信編 [1999] 『公共投資の経済効果』日本評論社。
- ランドリー, C., 後藤和子監訳 [2003] 『創造的都市』日本評論社。
- Bache, I. [1998] *The Politics of European Union Regional Policy: Multi-Level Governance or Flexible Gatekeeping?*, Sheffield Academic Press.
- Bachtler, J. [2001] "Where is Regional Policy Going?: Changing Concepts of Regional Policy," *Discussion Paper of the European Policies Research Centre, University of Strathclyde*.
- Bachtler, J. and P. Raines [2002] "A New Paradigm of Regional Policy? Reviewing Recent Trends in Europe," *Discussion Paper of the European Policies Research Centre, University of Strathclyde*.
- Barro, R. and X. Sala-i-Martin [1992] "Convergence," *Journal of Political Economy*, 100, pp.223-251.
- Barro, R.J. and X. Sala-i-Martin [1995] *Economic Growth*, McGraw-Hill. (大住圭介訳『内生的経済成長論 I・II』九州大学出版会, 1997-1998年)。
- Bachtler, J. and I. Turok (eds.) [1997] *The Coherence of EU Regional Policy*, Jessica Kingsley Publishers.
- Boeckhout, S., Hulsker, W. and W. Molle [1996] "The Netherlands" in *Policy Networks and European Structural Funds*, eds. by Heinelt, H. and R. Smith, Avebury, pp.177-196.
- Bollen, F., Hartwig, I. and P. Nicolaidis [2000] *EU Structural Funds beyond Agenda 2000*, European Institute of Public Administration.
- Cooke, P. [2002] *Knowledge Economies: Clusters, Learning and Cooperative Advantage*, Routledge.
- Cooke, P. and K. Morgan [1998] *The Associational Economy*, Oxford University Press.
- De Rynck, S. and P. McAleavey [2001] "The Cohesion Deficit in Structural Fund Policy," *Journal of European Public Policy*, 8(4), pp.541-557.
- Dunford, M. [1993] "Regional Disparities in the European Community: Evidence from the REGIO Databank," *Regional Studies*, 27(8), pp.727-743.
- Dunford, M. [1994] "Winners and Losers: the New Map of Economic Inequality in the European Union," *European Urban and Regional Studies*, 1(2), pp.95-114.
- European Commission [1997] *Agenda 2000: for a Stronger and Wider Union*.
- European Commission [1999] *The Community Budget: the Facts in Figures*, Office for Official Publications of the Europea Communities.
- European Commission [2001] *Utility, Solidarity, Diversity for Europe, its People and its Territory: Second Report on Economic and Social Cohesion*.
- European Commission [2001] *The Regions and the New Economy: Guidelines for Innovative Actions under the ERDF in 2000-2006*.
- Fitz Gerald, J.D. [1998] "An Irish Perspective on the Structural Funds," *European Planning Studies*, 6(6), pp.677-694.
- Hirschman, A.O. [1958] *The Strategy of Economic Development*, Yale University Press. (小島清監修, 麻田四郎訳『経済発展の戦略』叡松堂, 1961年)。
- Hooghe, L. and G. Marks [2001] *Multi-Level Governance and European Integration*, Rowman and Littlefield Publishers.
- Lundvall, B.-A. (ed.) [1992] *National Systems of Innovation: towards a Theory of Innovation and Interactive Learning*, Pinter.
- Mankiw, N.G. [1995] "The Growth of Nations," *Brookings Papers on Economic Activity*, 25(1), pp.275-326.
- Moravcsik, A. [1993] "Preferences and Power in the European Community: a Liberal Intergovernmentalist Approach," *Journal of Common Market Studies*, 31(4), pp.473-524.
- Moravcsik, A. [1995] "Liberal Intergovernmentalism and Integration: A Rejoinder Approach," *Journal of Common Market Studies*, 33(4), pp.611-628.
- Morgan, K. [1997] "The Learning Region: Institutions, Innovation and Regional Renewal." *Re-*

- gional Studies*, 31(5), pp.491-503.
- Myrdal, G. [1957] *Economic Theory and Underdeveloped Regions*, Duckworth. (小原敬士訳『経済理論と低開発地域』東洋経済新報社, 1959年)。
- Nonaka, I. and H. Takeuchi [1995] *The Knowledge-creating Company: How Japanese Companies Create the Dynamics of Innovation*, Oxford University Press (野中郁次郎・竹内弘高『知識創造企業』梅本勝博訳, 東洋経済新報社, 1996年)。
- Oughton, C., Landabaso, M. and K. Morgan [2002] "The Regional Innovation Paradox: Innovation Policy and Industrial Policy," *Journal of Technology Transfer*, 27, pp.97-110.
- Perroux, F. [1970] "A Note on the Concept of Growth Poles" in *Regional Economics: Theory and Practice*, eds. by McKee, D.L., Dean, R.D. and W.H. Leahy, Macmillan.
- Putnam, R.D. [1993] *Making Democracy Work: Civic Tradition in Modern Italy*, Princeton University Press. (河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造—』NTT出版, 2001年)。
- Romer, P.M. [1986] "Increasing Returns and Long-run Growth," *Journal of Political Economy*, 94, pp.1002-1037.
- Storper, M. [1992] "The Limits to Globalization: Technology District and International Trade," *Economic Geography*, 68, pp.60-93.
- Storper, M. [1995] "The Resurgence of Regional Economics, Ten Years Later: the Reagion as a Nexus of of Untraded Interdependencies," *European Urban and Regional Studies*, 2, pp.191-221.
- Wollenhofer, T. [1997] *Der Beitrag der EG-Regionalpolitik zur Verringerung der Einkommensdisparitäten in der Europäischen Union: Eine empirische Analyse*, Dunker & Humblot.